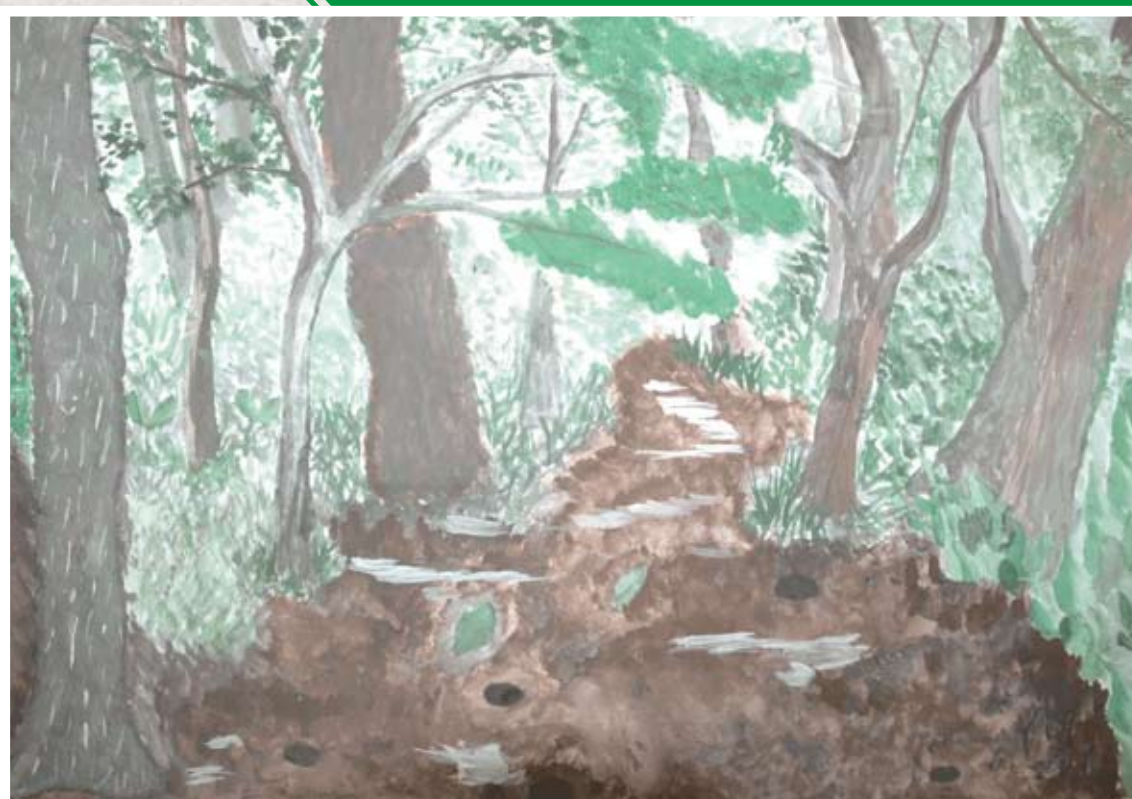


基本目標2

「自然と社会が調和する 環境共生都市」をめざして



私の好きなかがや 絵画・写真展(平成20年度) 小学生の部

辻本一真さん 「ぼくの好きな場所」

政策2-1 人と自然にやさしい地域社会をつくり ます

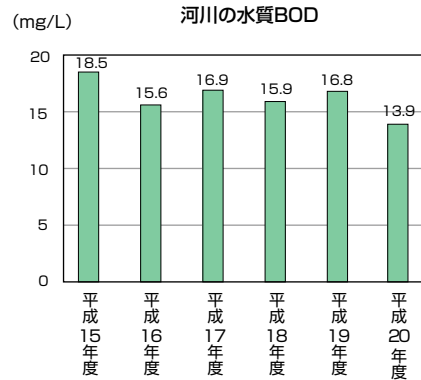
施策1 環境保全の促進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民一人ひとりの環境意識が高まり、身近な生活環境や自然環境、そして地球環境までに配慮した生活をおくっています。
市民・事業者・行政が協働して環境保全活動に取り組んでいます。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆すべての市民・事業者が環境について考え、かつ、個別具体的な取り組みをいかに実践するかが課題となっています。
 - ◆大気、水・土壌に加わる負荷を持続的に吸収・浄化し、健全な環境を保ち続けることが課題となっています。
 - ◆ふる里の自然と文化とともに豊かな生物多様性を子どもたちや未来の人びとに伝えなければなりません。そのために、可能な限り早めに保全にあたることが求められています。
 - ◆地球温暖化が進む中で、温室効果ガスの排出量削減や新エネルギーの活用が急務となっています。
 - ◆住環境や生活様式の多様化に伴い、騒音、野焼きの煙害や不法投棄など様々な日常生活や経済活動による都市生活型公害といわれる新しい公害が市内でも多く発生しています。
- <基礎調査では…>
- ◇団体懇談会にて「市民との協働による自然環境の保全」が提起されています。



資料：鎌ヶ谷市環境の概要

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 環境保全活動の促進と市民参加	市民が環境保全に関する正しい知識を習得し、生活習慣を身につけています。 また、環境保全活動に市民が参加しています。	◆環境保全活動団体数

2) 環境保全への監視・指導體制の充実	環境保全に関する監視が適切に行われ、必要な指導が徹底されています。	◆公害苦情相談受付件数
3) 環境保全へのルール・計画づくり	環境保全活動に取り組むためのルールや計画が明確になっています。	◆環境計画策定・改定市民関与数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 地域社会で環境保全活動に取り組みます。
- エネルギーの効率的利用を行います。
- 都市生活型公害にかかる対応については当事者において完結する意識で対応します。

□事業者



- 企業としての社会的責任を理解して、環境保全活動に積極的に取り組みます。

□行政



- 環境変化に対する的確な情報提供を行います。
- 環境講座など啓発活動の充実を図ります。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆河川の水質 BOD 値 (※ 1)	13.9mg/L (平成 20 年度)	9.0mg/L 以下	5.0mg/L 以下
◆市内全域の温室効果ガス排出削減率	— (平成 2 年度基準年)	—	25%

※ 「市内全域の温室効果ガス排出削減率」の基準年は、京都議定書の基準年（平成 2 年）としています。

部門計画名 「環境基本計画」

用語説明

※ 1 河川の水質 BOD 値：BOD 値は、水中の有機物が微生物によって一定時間内に酸化分解される時に必要な酸素量で、水が汚れていれば有機物も多く、酸素も多く必要となります。なお、標記の BOD 値は、市内の河川（水路）12 箇所です。年約 4 回の水質検査を行った平均値

政策2-1 人と自然にやさしい地域社会をつくり ます

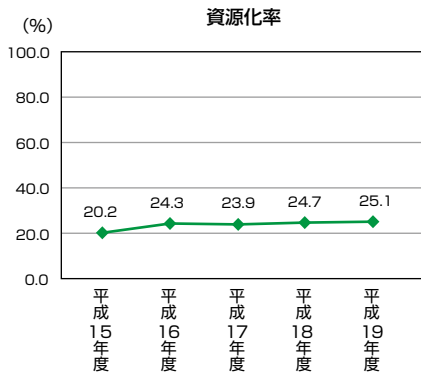
施策2 循環型社会の構築

施策のねらい（めざす姿）

市民の資源の保全に関する意識が高まり、市民・事業者・行政が協働して、ごみ減量化、リサイクルへの積極的な取り組みが進められています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆全国的に、ごみ減量・リサイクル運動が高まっています。
- ◆容器包装リサイクル法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法などリサイクルに関する各種法律が整備されました。
- ◆廃棄物の処理に関する技術革新がなされています。
- ◆家庭や事業所でのごみを出さない、つぐらない、また、分別の徹底をし資源化するという取り組みとともに、安全に適正かつ効率よく環境に負荷をかけない処理を行っていくことが必要です。
- ◆ごみ処理施設が老朽化し、施設の更新等の必要性が高まっています。



資料：クリーン推進課

<基礎調査では…>
◇「ごみ処理対策」は、「現在の満足度」・「将来の重要度」とも高いという市民意識が示されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1)ごみ減量の促進	市民や事業者がなるべくごみを出さないようにしています。	◆市民1人1日当たりごみ排出量
2)リユースの促進	物を大切に、「壊れたら捨てる」から繰り返し利用しようとする意識が高まっています。	◆リサイクル情報の掲載件数

3)リサイクルの促進	ごみ分別の徹底、リサイクルの促進により、資源の有効利用がなされています。	◆資源化率（※1）
4)最終処分量の減量の促進	中間処理や資源化により、最終処分量の減量がなされています。	◆最終処分量

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- ごみの分別を徹底し、ごみの減量化を図ります。
- 再生資源を使用した製品を購入します。
- 物を大事に使用し、ごみを出さないようにします。
- 子どもから大人までを対象にした3R（※2）についての学習を行い、循環型社会に向けた意識の高揚を図ります。
- 子どもから大人まで地域ぐるみで環境美化に取り組みます。

□事業者



- ごみの減量化を図るとともに、自己処理を徹底します。
- ごみとして廃棄されることが少なくなるように、物を製造・加工・販売します。

□行政



- ごみの適正処理とリサイクルを促進します。
- ごみの減量、リサイクルに関する情報を提供します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆資源化率	25.1% (平成 19 年度)	上昇	上昇
◆最終処分量率（※3）	8.2% (平成 19 年度)	減少	減少

部門計画名 「一般廃棄物処理基本計画」（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合策定）

用語説明

- ※1 **資源化率**: 搬入されたごみの総量に対して Recycle (リサイクル: 再資源化) されたごみの量の割合
- ※2 **3R (スリーアール)**: Reduce (リデュース: 廃棄物の発生抑制)、Reuse (リユース: 再使用)、Recycle (リサイクル: 再資源化) をキーワードとする循環型社会を形成していくための政策
- ※3 **最終処分量率**: 搬入されたごみの総量に対して最終的に埋め立て等により処分されたごみの量の割合

政策2-2 快適な暮らしの環境をつくります

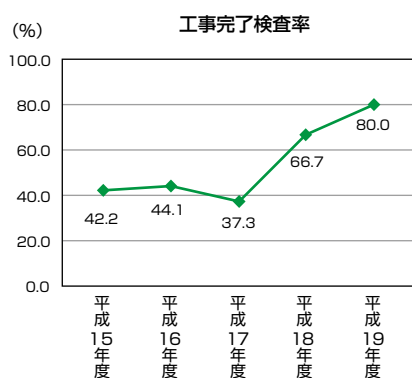
施策1 良好な住宅の整備

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民が、良好な居住環境の下、良質な住宅で暮らしています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆全国各地で地震が発生し、旧耐震基準で建築された建築物に多くの被害が出ていることが報告されており、無料耐震診断の利用など、市民の耐震改修に対する関心は高まっています。
 - ◆建築関係法令の改正、更には消費者保護を目的とした住宅瑕疵担保履行法等新しい制度が施行しています。
 - ◆住環境に対する満足度から、市民が安全、安心に居住できる環境が求められています。
 - ◆地球環境に配慮した住宅建設が求められています。
 - ◆道路が狭いと感じている市民がいます。
 - ◆市営住宅については、施設の老朽化に伴う計画的な改修が必要となっています。また、入居者の高齢化が進展しています。
- <基礎調査では…>
- ◇重点施策の方向性として、「規制、誘導を中心とした周辺環境と調和した良好な住環境形成」が掲げられています。



資料：建築住宅課

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 良好な住環境の確保	違反建築や乱開発を防止し、住環境が向上しています。	◆工事完了検査率（※1）
2) 安全で快適な住宅の整備	地震に対する安全性の向上など、市民が安全・安心に居住できる住環境が整備されています。	◆無料耐震診断相談会の実施率

3)住みよい公営住宅の充実	必要とする市民に公営住宅が提供されるとともに、その住環境が改善されています。	◆市営住宅入居率
---------------	--	----------

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 建築関係法令に対する正しい意識をもちます。
- 建築物を適正に維持管理します。
- 新築、増改築時等は法令を遵守し、完了時に検査を受けます。

□事業者



- 依頼人に対して適正に法令の説明をします。(法令遵守と説明責任を果たします。)
- 行政と協力して市民に対して住情報を提供します。

□行政



- 市民が安全で快適に暮らすことのできる環境を構築するための情報提供窓口を整えます。
- 建築パトロール等を通じて、違反建築物の早期発見、是正に努めます。
- 市営住宅について、計画的な改修を実施します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆工事完了検査率	76.5% (平成 20 年度)	88%	100%
◆無料耐震診断相談会申込者への診断実施率	100% (平成 20 年度)	100%	100%

部門計画名 「耐震改修促進計画」

用語説明

- ※ 1 **工事完了検査率**：建築確認の取得済み件数に対して完了検査（※ 2）を実施した件数の割合
- ※ 2 **完了検査**：工事が完了した段階で、建築物が建築申請とおりに建築されたかを確認する検査

政策2-2 快適な暮らしの環境をつくります

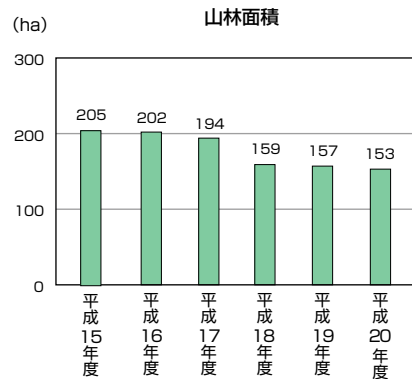
施策2 快適な公園・緑地環境の整備

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民と行政が一体となって自然の緑地を保全し、さらに緑の空間の創造に取り組んでいます。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ 近隣市町村と同様に、鎌ヶ谷市の山林の減少が見られます。
 - ◆ 市民意識調査における「緑の多さ（公園・緑地など）」について重要度が高い傾向となっています。
 - ◆ 宅地化等により、緑が減少傾向にあります。
 - ◆ 市民が、身近な自分たちの公園・緑地としての意識を持つことができる維持・管理体制をつくるのが課題となっています。
 - ◆ 緑を取り巻く環境意識の変化により、緑の重要性が認識される中、緑の保全、緑化の推進が課題となっています。
- <基礎調査では…>
- ◇ 各種懇談会では、「自然・緑の保全」というキーワードが多くなっています。



資料：統計かまがや

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 花とみどりのふれあい空間づくり	各種公園の整備によるふれあい空間づくりが行われています。	◆ 市民一人当たりの公園面積
2) パートナーシップによる緑づくりと保全	地域住民とのパートナーシップによる公園や樹林地の維持管理が行われるとともに、市民参加による緑地保全がなされています。	◆ 公園等サポーター数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 自分たちにとって愛着のある公園となるよう公園等の管理に参加しています。
- 生垣、樹木の植栽、既存樹木の保全などの緑化に努めます。

□事業者



- 開発事業者は、樹木の保全及び公園の設置に協力します。
- 事業地内の緑化に努めます。

□行政



- 都市公園整備事業を推進します。
- 地域の植生に配慮し、市内に残る樹林地や緑地の保全を促進します。
- 四季折々の花が楽しめる緑のスポットづくりを推進します。
- 公共施設の緑化を推進します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆市民一人当たりの公園面積	2.1㎡/人 (平成20年度)	3.3㎡/人	3.8㎡/人

部門計画名 「鎌ヶ谷市緑の基本計画」

政策2-2 快適な暮らしの環境をつくります

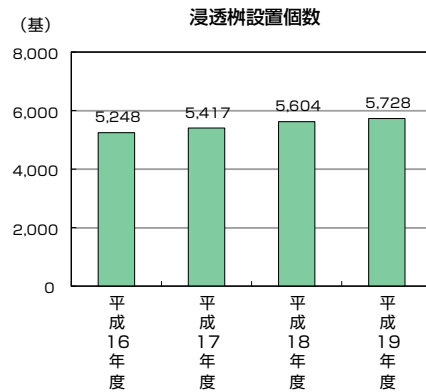
施策3 うるおいある河川・水路の整備

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民が水辺に親しみをもっています。
河川・水路等の整備が進み、市民が安心して生活できています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ 建築確認申請が民間業者でも可能となったことにより、浸透枿（※1）設置の指導及び設置確認が難しくなっています。
- ◆ 宅地化が進み、地下への雨水浸透が不足し、浸水区域が増加傾向にあります。また、湧き水が減少しています。
- ◆ 鎌ヶ谷市は、河川の最上流部に位置しており、下流側の河川整備と、公共下水道としての雨水整備が、大きな課題となっています。



資料：道路河川建設課

<基礎調査では…>

- ◇ 「河川や水路の整備」に対する将来の重要度は「比較的高い」との市民意識が示されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 安心して暮らせる治水対策	河川、水路、貯留池の整備と適切な維持管理がされ、市民が水害に対し、安心して生活できています。	◆ 貯留量（※2）
2) うるおいある水辺環境づくり	緑と調和した魅力ある水辺環境が整備され、市民が水辺に親しみを持っています	◆ 河川・水路に対する満足度（市民意識調査）

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 浸透柵を設置し、雨水を浸透させ流出を抑制します。
- 河川区域の環境美化活動を行います。

□事業者



- 事業地内において、浸透施設や貯留施設を設置し、雨水の流出を抑制します。
- 河川区域の環境美化活動を行います。

□行政



- 親水性に配慮した河川、水路、貯留池の整備と維持管理を行います。
- 浸透施設設置の指導、啓発を行います。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆浸水面積 (※ 3)	127.2ha (平成 20 年度)	123.9ha	121.1ha
◆浸透柵設置個数	5,728 基 (平成 19 年度)	6,800 基	7,800 基

用語説明

- ※ 1 **浸透柵**：降雨時に雨桶などからの雨水を集めて地中へ浸透させるための施設
- ※ 2 **貯留量**：降雨時に雨水を一時的に貯めておく貯留池、調整池などの施設が雨水を貯めておくことのできる量
- ※ 3 **浸水面積**：降雨時にU字溝、排水管、河川、水路などが溢れることなどにより雨水に浸かってしまう土地の面積

政策 2 - 2 快適な暮らしの環境をつくります

施策 4 上・下水道の整備

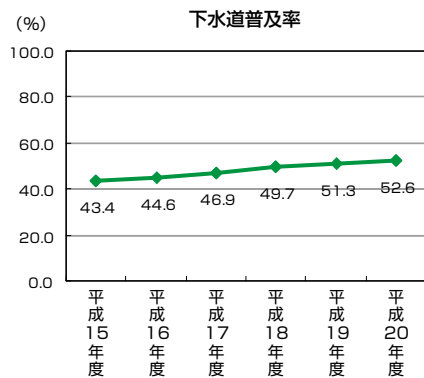
■ 施策のねらい (めざす姿) ■

すべての市民が、良質で安定した水を利用しています。
下水道(汚水)が整備され、市民が衛生的な環境の中で生活しています。

※鎌ヶ谷市の上水道は、市内全域が千葉県水道局による供給区域となっています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆安全で良質な水の供給が求められています。
- ◆下水道の計画人口を縮小しました。
- ◆同じ汚水処理施設である公共下水道と合併処理浄化槽(※1)の整備手法について、設置費、維持管理費を比較したB/C等(※2)により選択する必要があります。(現在は、公共下水道整備が経済的)
- ◆公共下水道の施設が老朽化しており、改築や大規模改修が必要となってきます。



<基礎調査では…>

- ◇下水道普及率は、千葉県平均を下回るとともに、類似都市・近隣都市の中でも低い整備水準となっています。

施策を実現する手段 (基本事業の構成)

基本事業	ねらい (めざす姿)	基本事業成果指標
1) 上水道の普及と水の有効利用	市民が、良質で安定した水を利用しています。また、水資源の有限性について理解し、節水行動をとるなど、水を有効利用しています。	◆上水道普及率
2) 公共下水道の充実	公共下水道に接続できる区域が拡大し、接続利用しています。	◆下水道普及率

3) 社会の状況に即した計画の策定・見直し	公共下水道は、長期事業であり、将来を見通した適正な計画になっています。	◆全県域污水適正処理化構想見直し数（※3） ◆全体計画見直し等の実施数
4) 公共下水道施設の維持管理	公共下水道施設がいつも良好な状態にあります。	◆下水道管渠清掃延長

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 水資源の重要性を認識し、節水に努めます。
- 公共下水道整備区域に居住している場合には、公共下水道へ接続します。

□事業者



- 水資源の重要性を認識し、節水に努めます。
- 排出基準を守り、公共下水道へ接続します。

□行政



- 水資源の重要性の周知に努めます。
- 上水道の普及について、関係機関と必要な調整を行います。
- 効率的な下水道整備計画を策定し、適切な維持管理を行います。
- 公共下水道への接続の啓発を行います。
- 江戸川左岸流域下水道が早期利用出来るよう関係機関に働きかけます。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆上水道普及率	73.8% (平成 19 年度)	上昇	上昇
◆下水道普及率（処理区域内人口 / 行政区内人口）	52.6% (平成 20 年度)	60.0%	68.0%
◆下水道水洗化戸数	21,550 戸 (平成 20 年度)	25,500 戸	29,300 戸

部門計画名 「下水道全体計画」「各流域（江戸川左岸・印旛沼・手賀沼）関連公共下水道事業計画」「公的資金補償金免除繰上げ償還に係る公営企業経営健全化計画」「全県域污水適正化構想」

用語説明

- ※ 1 **合併処理浄化槽**：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗面所等の排水）を併せて処理することができる浄化槽のことで、し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚染物質の削減率が極めて高い。
- ※ 2 **B/C（ビー・バイ・シー）**：費用便益化。BはBenefit（便益）、CはCost（費用）の略で、B/Cは $B \div C$ のこと。
- ※ 3 **全県域污水適正処理化構想**：効率的な污水处理施設の整備を目的に各污水处理施設の役割、水質保全効果、経済性などに応じた適正な整備手法を選定する構想

政策2-2 快適な暮らしの環境をつくります

施策5 環境衛生の充実

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民が、清潔な生活環境で暮らしています。

施策をとりまく環境変化と課題

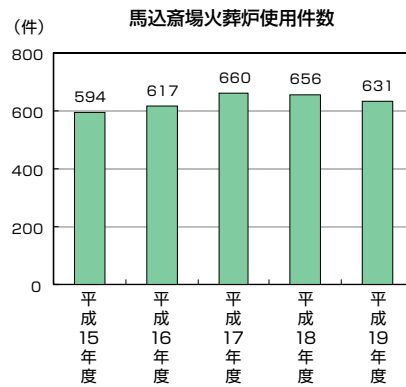
◆公共下水道及び合併処理浄化槽（※1）が普及してきています。

◆し尿汲取及び単独処理浄化槽（※2）から公共下水道または合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

◆四市複合事務組合構成市（鎌ヶ谷市・船橋市・八千代市・習志野市）の人口増加に伴い、火葬件数が増加しています。

◆火葬件数の増加による火葬処理施設等の増設や新設の必要性が高まっています。

◆愛玩動物の適正飼育・動物愛護思想の啓発や、畜犬登録・狂犬病予防注射を普及させることが課題となっています。



<基礎調査では…>

◇「環境衛生の充実」に対する将来の重要度は「比較的高い」との市民意識が示されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 合併処理浄化槽の設置促進	合併処理浄化槽の設置が促進されるとともに、維持管理が適正になされ、公共用水域の水質が保全されています。	◆し尿汲取利用者数 ◆単独処理浄化槽利用者数
2) し尿、浄化槽汚泥の適正処理	し尿・浄化槽汚泥が適正処理されています。	◆し尿、浄化槽汚泥処理率

3)愛玩動物の適正な飼育	畜犬登録や狂犬病予防注射が適正に行われるなど、愛玩動物の飼い犬が生活環境に害を及ぼさない飼育をしています。	◆狂犬病予防注射接種率
4)斎場等の充実	斎場等の整備が進められています。	◆四市（鎌ヶ谷市・船橋市・八千代市・習志野市）複合事務組合斎場利用率

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 汲取便所または浄化槽を適正に維持管理します。
- 家庭から出る水の汚れを減らします。
- 愛玩動物を適正に飼育します。
- 畜犬を飼育する際は登録を行い、年に1回狂犬病予防接種を行います。

□事業者



- 汲取便所または浄化槽を適正に維持管理します。
- 事業所から出る水の汚れを減らします。

□行政



- し尿を適正に収集します。また、処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理します。
- 畜犬登録制度の普及・促進を行い、未登録畜犬を減少させます。
- 狂犬病予防注射接種率を向上させます。
- 斎場施設を整備・拡充します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆生活排水処理率（※3）	73.0% (平成 20 年度)	88.0%	94.2%

部門計画名 「一般廃棄物（生活排水）処理計画」

用語説明

- ※1 **合併処理浄化槽**：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗面所等の排水）を併せて処理することができる浄化槽のことで、し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚染物質の削減率が極めて高い。
- ※2 **単独処理浄化槽**：し尿しか処理できない浄化槽。平成 13 年 4 月 1 日以降、設置が原則禁止されている。
- ※3 **生活排水処理率**：（公共下水道を使っている人口＋合併処理浄化槽を使っている人口）／行政人口

政策2-3 安全に暮らせる社会システムをつくり ます【重点政策】

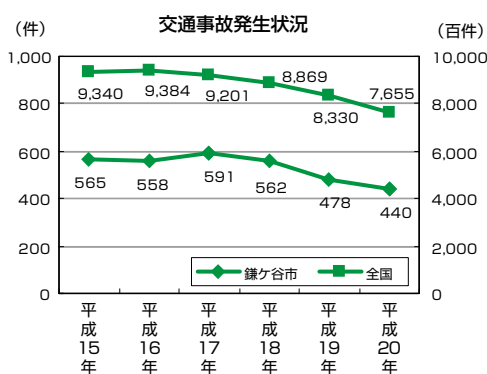
施策1 交通安全の推進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

子どもや高齢者、障がい者を含めたすべての人が安心して快適に通行できる交通環境になっています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆全国的に交通事故による死傷者数が発生件数も含めて減少傾向になっています。
- ◆交通事故件数は減少傾向になっていますが、高齢者の事故や自転車の事故が増加しています。
- ◆市民の安全に対する関心は高まっています。



資料：千葉県交通白書

<基礎調査では…>

- ◇「交通安全対策」に対する将来の重要度は「高い」との市民意識が示されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1)交通安全意識の高揚	誰もがルール・マナーを守り交通事故のない地域社会が形成されています。	◆交通安全運動及び交通安全教室参加者数
2)道路交通環境の充実	道路や交通安全施設などが整備・改良され、すべての人が安心して通行できています。	◆交通安全施設の整備量

3)交通安全に関する調査・研究の推進	事故多発地点や道路診断の実施により、交通安全に関する情報が提供されています。	◆交通安全対策満足度
4)交通事故被害者への支援	交通事故の被害者や家族の経済的・精神的不安が軽減されています。	◆千葉県交通災害共済加入率

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 交通ルール・マナーを守ります。
- 交通安全運動、交通安全教室に参加します。

□事業者



- 従業員に対して、交通安全教育を行います。
- 交通安全運動、啓発活動に参加します。

□行政



- 警察等の関係機関との連携強化及び情報共有化を図り、交通安全施設の整備及び啓発活動並びに交通安全教育を推進します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆交通事故発生件数	442件 (平成20年)	407件	349件
◆人口千人当たりの交通事故死 傷者数	4.9人 (平成20年)	4.4人	3.8人

部門計画名 「鎌ヶ谷市交通安全計画」

政策2-3 安全に暮らせる社会システムをつくり ます【重点政策】

施策2 防犯対策の促進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民が、犯罪のない明るい地域社会で安心して暮らしています。

施策をとりまく環境変化と課題

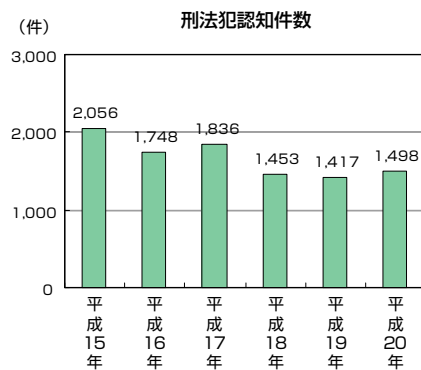
◆本市の刑法犯認知件数（※1）は減少傾向で推移しているものの、身を感じる不安感が大きくなっていることから、市民の治安に対する要望は強く、地域の自主防犯組織が多く設立されています。

◆今後も市民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪にあわないよう心がけるとともに、地域ぐるみの積極的な防犯活動ができるように、地域の防犯体制の充実を図る必要があります。

◆通学路等への防犯灯の設置や犯罪が多発する場所での監視の強化など、警察や関係機関、行政が連携し、犯罪が起きにくい環境づくりを行う必要があります。

<基礎調査では…>

◇子ども懇談会にて「10年後の鎌ヶ谷市の姿」として、「犯罪などのない安全なまち」が提起されています。



資料：千葉県警察

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 防犯施設・設備の充実	防犯上配慮した施設整備や交番の誘致、防犯灯等の整備により、犯罪の起こりにくい環境になっています。	◆防犯灯設置灯数
2) 防犯活動の推進	警察、防犯協会等と連携しながら、市民が日常的に防犯活動に参加しています。	◆防犯パトロール隊参加者数

3)防犯知識の普及	市民一人ひとりが防犯に関する知識を持っています。	◆防犯サテライト事業（※2）参加者数
4)防犯体制の整備	市民の自主的な防犯活動が展開され、防犯体制が整備されています。	◆防犯パトロール隊団体数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 市民一人ひとりが防犯対策を講じます。
- 防犯に関する講習会などへの参加や家庭教育を通じて、防犯意識を高めます。
- 地域で行う防犯パトロールなど、防犯活動の強化に積極的に取り組みます。

□事業者



- 事業者において防犯対策を講じます。
- 地域が行う防犯活動に、積極的に参加します。
- 防犯に関する講習会などを通じて、従業員の防犯意識を高めます。

□行政



- 警察等の関係機関との連携強化及び情報共有化を図り、市民、事業者が行う防犯対策を推進します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆刑法犯認知件数	1,498件 (平成20年)	1,400件	1,300件
◆防犯パトロール隊団体数	37団体 (平成20年度)	38団体	40団体

用語説明

- ※1 **刑法犯認知件数**：刑法犯の総数から交通事故に係る罪を除いた、凶悪犯・粗暴犯・窃盗犯・知能犯・風俗犯などの犯罪について、被害の届出、告訴、告発等により、その発生を警察が確認した件数
- ※2 **防犯サテライト事業**：警察、防犯協会、市が中心となって、市内の6コミュニティに対し、防犯に係る巡回指導を展開する事業。事業内容は①防犯現地診断事業②防犯キャンペーン巡回事業③自主防犯活動団体研修事業④防犯パトロール支援強化事業の4事業で、事業メニューは地域の要望により選択できる。

政策2-3 安全に暮らせる社会システムをつくり ます【重点政策】

施策3 防災対策の強化

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民や企業、行政が一体となった防災活動が展開され、災害に強いまちになっています。

施策をとりまく環境変化と課題

◆近年、全国各地で地震や台風、集中豪雨などによる想定を超える規模の災害が発生しています。また、山林の荒廃や宅地化等による保水力の低下など、災害発生の隠れた危険性が高くなっています。

◆災害の被害を最小限に抑えるためには、環境の整備とともに、一人ひとりの防災意識の向上と備えが大切であり、災害に対応する力を高めておく必要があります。

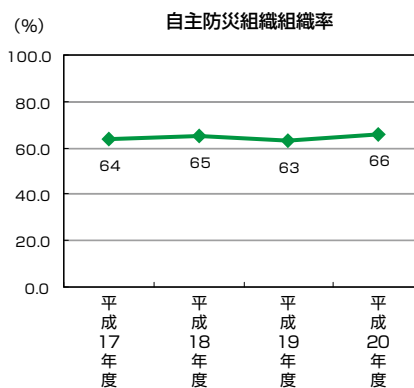
◆高齢者や災害時に助けが必要な世帯が増加する中で、地域ぐるみの防災活動の重要性が高まっています。

◆市は災害が発生した場合に対応と復旧の中心的な役割を担うことから、日頃から関係機関、団体、民間とも協力・連携して設備や体制を整えておく必要があります。

◆また、自然災害に対する防災とは異なるが、武力攻撃事態（※1）や緊急対処事態（※2）及び、市関連施設や小中学校での事件・事故等の発生、感染症などによる健康被害など、市民生活に多大な影響を及ぼす新たな災害に対する取り組みが求められています。

<基礎調査では…>

◇重点施策の方向性として、「災害に強い都市の形成」が掲げられています。



資料：安全対策課

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 地域防災体制の充実	地域における防災体制が充実しています。	◆自主防災訓練実施組織数

2)防災意識の高揚	市民の防災意識が高まっています。	◆総合防災訓練参加者数
3)応急活動・災害復旧体制の強化	万一の災害発生時の応急活動、災害復旧活動が円滑に行えるような体制が整っています。	◆防災備蓄倉庫設置箇所数
4)災害に強い都市構造づくり	災害による被害を最小限にとどめるような都市の構造になっています。	◆公共施設耐震化率

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 自主防災組織（※3）等の地域コミュニティの形成に努めるとともに、防災活動に積極的に参加します。
- 「自分たちが住む地域は、自分たちが守る」という考えを基本に、災害時には自分たちで活動します。

□事業者



- 従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等が図れるよう、防災活動を推進します。

□行政



- 地域防災計画を作成し、適切に実施します。
- 災害に強い都市構造づくりに努めます。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆自主防災組織組織率（※4）	66% (平成20年度)	68%	70%
◆防災訓練参加延べ人数	1,334人 (平成20年度を基準年)	5,800人 (平成20年度から延べ)	10,300人 (平成20年度から延べ)

部門計画名 「地域防災計画」「耐震改修促進計画」

用語説明

- ※1 **武力攻撃事態**：地上部隊が上陸する攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃、航空機による攻撃などの武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態のこと。
- ※2 **緊急対処事態**：原子力発電施設の爆破、ターミナル駅等の爆破、水源地に対する毒素等の混入、航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロなどの武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものこと。
- ※3 **自主防災組織**：災害対策基本法第5条第2項に規定されており、地域住民が自主的な防災活動を行ううえで、主に自治会、町内会を単位として組織するもの。
- ※4 **自主防災組織組織率**：自主防災組織加入世帯数÷市世帯数

政策 2-3 安全に暮らせる社会システムをつくり ます【重点政策】

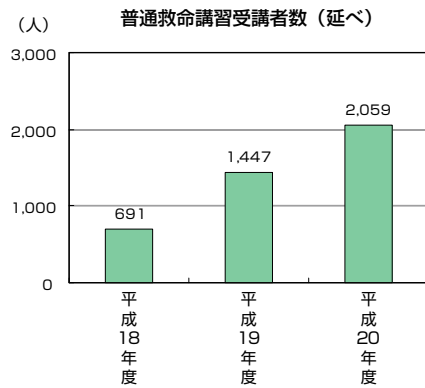
施策 4 消防力の強化

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民の生命、財産等の被害を最小限に抑える体制を整えています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆市民の救命に対する関心は高まっています。
- ◆救命に必要な AED（自動体外式除細動器）（※1）の設置について、事業者に理解と協力を求めることが必要です。
- ◆全国的に、住宅火災による死者数の6割が高齢者となっているため、住宅用火災警報器の設置を進めていく必要があります。



<基礎調査では…>

- ◇「消防力の充実」は、「現在の満足度」・「将来の重要度」とともに高いという市民意識が示されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 消防体制の充実	火事や災害時に、より早く消防活動が行われ、被害が最小限に抑えられる体制が整っています。	◆消防車両更新台数
2) 火災予防の推進	市民や事業者の防火意識が高まり、火災が発生しにくいまちになっています。	◆住宅用火災警報器普及率 ◆立入検査実施数

3) 安心できる救急・救助体制づくり

救命の向上を図るため、高規格救急自動車及び救助資機材の更新や救急救命士の養成が図られるとともに、市民自らが救急救命処置の知識・技術を身につけています。

◆普通救命講習受講者数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 普通救命講習を受講します。
- 住宅用火災警報器を設置します。

□事業者



- AED を積極的に設置します。
- 事業所単位で普通救命講習を受講します。
- 消防用設備等を法令に基づき、適正に維持管理します。

□行政



- 普通救命講習を定期的を実施します。
- 住宅用火災警報器の設置普及及び啓発活動を行います。
- 防災拠点施設の整備や消防・救急車両の更新整備を行います。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆普通救命講習受講者数	2,059 人 (平成 20 年度)	7,000 人	10,000 人
◆住宅用火災警報器普及率	34.0% (平成 20 年度)	49.5%	65.0%
◆人口 1 万人当たりの出火率 (※ 2)	3.6 件 (平成 20 年)	3.6 件	3.6 件

用語説明

※ 1 AED : 突然、心臓の筋肉が痙攣状態となった場合に、心臓に電気ショックを与えて、正常なリズムに戻すための器械

※ 2 出火率 : 人口 1 万人当たりの火災件数 (平成 20 年全国平均出火率 : 4.1 件)